

令和5年度
通学路防犯カメラ設置事業費補助金

事前相談・交付申請の手引き

令和5年4月
島田市地域生活部生活安心課

【問い合わせ 36-7144】

目 次

1	通学路防犯カメラ設置事業費補助金の概要・・・・・・・・・・	1
2	補助金交付事務の流れ・・・・・・・・・・	2
3	通学路防犯カメラ設置にあたって・・・・・・・・・・	3
4	補助金交付申請の手続き・・・・・・・・・・	4
	(1) 事前相談申込書の提出	
	(2) 現地協議	
	(3) 補助の内示	
	(4) 補助金交付申請	
	(5) 補助金の交付決定	
	(6) 設置事業着手～完了	
	(7) 実績報告書の提出	
	(8) 補助金の交付確定	
	(9) 請求書の提出	
	(10) 補助金の交付	
5	設置後の管理及び運用について・・・・・・・・・・	6
6	島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン・・・・・・・・	7
7	「設置及び運用規程」の参考例・・・・・・・・・・	10
8	Q & A・・・・・・・・・・	12
9	関係書類記載例	
	(1) 事前相談申込書・・・・・・・・・・	14
	(2) 補助金交付申請書・・・・・・・・・・	15
	(3) 事業計画書・・・・・・・・・・	16
	(4) 収支予算書・・・・・・・・・・	17
	(5) 実績報告書・・・・・・・・・・	18
	(6) 請求書・・・・・・・・・・	19
	(7) 土地使用承諾書・・・・・・・・・・	20

1 通学路防犯カメラ設置事業費補助金の概要

登下校中の子どもを狙った犯罪の防止を図るため、通学路に防犯カメラを設置する自治会又は町内会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

※静岡県通学路防犯カメラ設置事業費補助金の交付期限が延長となったため、令和5年度も実施します。

◆補助対象者

自治会又は町内会（以下「団体」）

◆補助対象経費

- ・通学路防犯カメラの購入及び取付けに要する経費
- ・通学路防犯カメラの設置を示す表示板の製作及び取付けに要する経費

※補助対象外：・土地の取得、造成、補償等に係る経費
・消耗品の交換に係る経費
・維持管理（電気料金、修繕、保守、清掃等）に係る経費

◆補助金の額等

1 台当たり補助対象経費の額の 2 分の 1 以内、限度額 30 万円
（千円未満の端数は切り捨て）

◆事前相談申込書の提出について

補助金の交付申請をしようとする場合は、生活安心課へ「事前相談申込書」の提出をお願いします。「事前相談申込書」提出後、随時、設置場所で現地協議を行います。

＜受付期間＞ 5 月 8 日（月）～ 7 月 31 日（月）

＜提出書類＞

- ・事前相談申込書
- ・通学路防犯カメラの設置予定場所の位置図及び写真
（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの）

2 補助金交付事務の流れ

- (1) 補助金の交付申請をしようとする団体は「事前相談申込書」を市へ提出
- (2) 現地協議（団体、市、学区の小学校、島田警察署）
※市で日程調整します。
- (3) 市から団体へ補助の内示
※事前相談及び現地協議をもとに地域の犯罪発生状況等を考慮したうえで選考します。
- (4) 内示があった団体は、市へ補助金交付申請書類を提出
- (5) 市から団体へ補助金交付決定通知書を送付
※設置事業の内容に変更があった場合は、変更前に必ず生活安心課へ御相談ください。
- (6) 設置事業着手～完了
※2月末を目処に完了してください。
- (7) 団体は市へ実績報告書類を提出
- (8) 市から団体へ補助金交付確定通知書を送付
- (9) 団体は市へ請求書を提出
- (10) 補助金交付

3 通学路防犯カメラ設置にあたって

～事前相談申込書提出の前に～

(1) 設置したい場所を決めましょう。

団体で確実に管理することのできる民有地への設置を検討してください。

民有地が不可能な場合、道路上や公園等への設置検討となりますが、管理者から許可が得られない場合があります。

(2) 設置について、団体の総会や役員会などで話し合ってください。

通学路防犯カメラの設置について、設置後のトラブル回避のため、一部の方々に決めるのではなく、地域住民の方に十分周知を行い、合意形成してください。

(3) 設置後の維持管理体制について、団体の中で話し合ってください。

ア 「島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。

管理責任者や管理体制に係る規程を作成し、補助金交付申請の際に提出して
いただきます。

イ 機器の電気料金、修繕、保守、清掃等の維持管理費は補助の対象外となるため、設置後の維持管理費用の負担についても確認してください。

ウ 通学路防犯カメラの落下等により自動車や人に損害を与えてしまった場合、通学路防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

通学路防犯カメラの設置にあたっては、このような場合も考慮していただき、賠償責任保険等への加入についても御検討ください（保険料は補助の対象外です。）。

4 補助金交付申請の手続き

(1) 【団体⇒市】事前相談申込書の提出／期限 7 月 31 日（月）

補助金の交付申請をしようとする場合は、令和 5 年 7 月 31 日（月）までに生活安心課へ「事前相談申込書」の提出をお願いします。通学路防犯カメラの設置について、設置後のトラブル回避のため、地域住民の方に十分周知を行い、合意形成してください。

＜提出書類＞①事前相談申込書

②通学路防犯カメラの設置予定場所の位置図及び写真
(設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの)

(2) 【団体・市】現地協議／事前相談申込書提出後 5～8 月

「事前相談申込書」が生活安心課に提出され次第、団体、島田警察署、学区の小学校、市で現地協議を実施します。

現地協議の日時は、生活安心課から連絡します。

(3) 【市⇒団体】補助の内示／8 月

事前相談及び現地協議をもとに、地域の犯罪発生状況を考慮したうえで選考し、補助自治会に内示します。

※予算の範囲内で行うため、御希望に添えない場合があります。

(4) 【団体⇒市】補助金交付申請

下記の書類の準備ができ次第、速やかに生活安心課へ提出してください。

提出書類
① 島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
② 事業計画書（別記様式）
③ 収支予算書（様式第 4 号）
④ 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの）及び設置場所の写真
⑤ 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真
⑥ 見積書の写し ※「機器購入費」、「機器取付け費」、「表示板製作費」、「表示板取付け費」などカメラ 1 台ごとに補助対象経費の内訳が分かる見積書
⑦ 通学路防犯カメラの機能が分かる書類
⑧ 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程 ※「島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に則したもの

⑨ 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類 ※⑧の「通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程」に記載がない場合
⑩ 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し（申請者が当該場所の所有者又は管理者でない場合に限る。） ※民有地に設置する場合：所有者の承諾書などの写し ※道路、公園等に設置する場合：許可書（占有許可、使用許可等）の写し
⑪ その他市長が必要と認める書類

(5) 【市⇒団体】補助金の交付決定

申請していただいた内容を審査したうえで、補助金の交付を決定し、通知します。

※補助金交付決定を受けた後に申請内容の変更が生じる場合は、変更の手続きを行う必要がありますので、変更前に必ず生活安心課に御相談ください。

(6) 【団体】設置事業着手～完了

2月末を目処に事業を完了してください。

(7) 【団体⇒市】実績報告書の提出

通学路防犯カメラ設置事業完了後、速やかに生活安心課に提出してください。

提出書類
① 島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書（様式第9号）
② 事業実績書（別記様式）
③ 収支決算書（様式第4号）
④ 通学路防犯カメラを設置したことが分かる写真
⑤ 通学路防犯カメラにより撮影した画像
⑥ 表示板を設置したことが分かる写真
⑦ 領収書等の写し
⑧ その他市長が必要と認める書類

(8) 【市⇒団体】補助金の交付確定

実績報告の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、通知します。

(9) 【団体⇒市】請求書の提出

確定通知書の交付確定額により、請求書を生活安心課に提出してください。

<提出書類>①請求書

②振込先通帳の写し

(10)【市⇒団体】補助金の交付

請求書受理後、1か月程度を目処に指定された口座に補助金を振込みます。

5 設置後の管理及び運用について

1 プライバシーの保護について

通学路防犯カメラの設置にあたっては、「島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮し、適切な管理・運用を行ってください。

2 適切な維持管理について

通学路防犯カメラを適切に維持管理し、設置後6年間は継続して運用してください。

3 保守管理について

通学路防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化等により、使用に支障をきたす可能性があります。機種を選定する際に、電気料金や部品の寿命、交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検に係る費用などを確認してください。

(電気料金、修理、保守などの維持管理経費は補助の対象外です。)

4 定期点検について

通学路防犯カメラ設置後は、年一度は業者又は団体自らによる点検を行いましよう。

壊れたままになっていると、地域の防犯力の低下につながるほか、壊れたカメラが落下するおそれがあり危険です。

5 事故の場合の賠償等について

通学路防犯カメラの落下等により人や自動車等に損害を与えてしまった場合、その通学路防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。通学路防犯カメラの設置にあたっては、このような場合も考慮していただき、賠償責任保険への加入についても御検討ください(保険料は補助の対象外です)。

6 島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

I ガイドライン策定の趣旨

島田市では、「島田市防犯まちづくり条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）」に基づき、市、市民、自治会等及び事業者等と協働し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めてきました。市内の犯罪発生件数は年々減少しており、地域の防犯意識の高まりによる成果といえます。

市では、人の目による見守り合いを基本とした、犯罪の起きにくい防犯まちづくりを推進していますが、人の目が行き届かないところでは、街頭防犯カメラを設置することは犯罪の防止に有効といえます。

その一方、人には、自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの権利として憲法第 13 条（個人の尊重）により保障されています。街頭防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

このガイドラインは、街頭防犯カメラの有効性とプライバシー保護の調和を図るため作成しました。地域の防犯活動の補完的な役割として街頭防犯カメラを設置される場合は、このガイドラインを十分に理解していただき、適正な設置及び運用に留意していただくようお願いします。

II 対象となる街頭防犯カメラ

1 街頭防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、公共空間に向けて、特定の場所に常設するカメラで、画像の表示及び記録のために必要な関連機器で構成される装置をいいます。

2 画像

街頭防犯カメラにより撮影され又は記録された画像であって、当該画像から特定の人物を識別することができるものをいいます。

3 公共空間

道路、公園、広場、駐車場、地下道など、不特定多数の人が自由に利用又は通行できる野外の空間をいいます。金融機関の店舗、小売店舗、レジャー施設、ホテル、鉄道等の施設は除きます。

III 街頭防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

1 設置場所及び撮影範囲

街頭防犯カメラの設置及び運用にあたっては、防犯効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲は必要最小限の範囲としてくだ

さい。また、住宅などの私的空間が映り込まないように、カメラの向きや角度を調整してください。

2 管理責任者及び操作担当者の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながります。設置者等は街頭防犯カメラを設置及び運用するにあたって、適正な管理を図るため、管理責任者を指定してください。

また設置者等は、必要に応じて、街頭防犯カメラ、モニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

管理責任者及び取扱担当者以外は当該機器を操作しないようにしてください。

3 街頭防犯カメラ設置の表示

街頭防犯カメラの設置にあたっては、防犯効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、あらかじめ街頭防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、撮影範囲内や周辺の見やすい場所に、街頭防犯カメラの設置者等をわかりやすく表示してください。

表示例

防犯カメラ作動中

4 画像データの保存・取扱い

画像が外部に漏れないように、次の事項に留意し適正な管理を行ってください。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、おおむね1箇月以内で必要最小限の期間としてください。

(2) 画像データ等の厳重な管理

街頭防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（DVD、SDカード等）やパソコンについては、盗難や管理責任者及び操作担当者以外の視聴防止のため、施錠のできる室内又は保管庫等で管理し、画像の複写及び加工、外部への持ち出しはしないでください。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、速やかかつ確実に消去してください。記録媒体等を廃棄する場合は、画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止のため、記録された画像の読み取りができないよう、破碎、裁断等の処理を行ってください。

(4) 秘密の保持

街頭防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしたり、不正に使用したりしないください。

なお、管理責任者及び取扱担当者でなくなった後においても同様とします。

5 画像データ等の外部提供

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとします。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 警察等捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合。

ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとします。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

(4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。

ただし、提供する画像データは保存期間内のものとし、当該画像に本人以外の者が映っていた場合は、その者の画像を除去した後に提供してください。

6 苦情等への対応

設置者等は、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応してください。

III 設置及び運用規程の作成について

設置者等は、このガイドラインの留意事項に基づき、街頭防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため、設置及び運用規程を作成してください。

また、街頭防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置及び運用を徹底させるようにしてください。

7 「設置及び運用規程」の参考例

□□□□ 街頭防犯カメラ設置及び運用規程

1 趣旨

この規程は、□□□□が設置する街頭防犯カメラについて、プライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

街頭防犯カメラは、□□□□地区における犯罪の防止のために設置するものとする。

3 設置概要

- (1) 街頭防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。
- (2) モニター、録画装置及びその他機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	
建物等名称	

4 管理責任者等

- (1) 街頭防犯カメラの適正な設置と運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、街頭防犯カメラの操作を行う操作担当者を置くことができる。
- (4) 操作取扱者は△△△△とする。（または「管理責任者が指定した者とする」）。

5 管理責任者等の責務

- (1) 街頭防犯カメラの適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシー保護を図らなければならない。
- (2) 街頭防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報を漏らしたり、不正に使用したりしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

6 設置の表示

設置者は、街頭防犯カメラの周辺や見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ作動中」等の街頭防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者の名称

7 画像の保存及び取扱い

- (1) 画像の保存期間は、●●とする。

- (2) 画像等は撮影時のままで保存し、加工してはならない。
- (3) 画像が記録された媒体は施錠できる室内又は保管庫等で管理し、管理責任者の許可なく外部へ持ち出してはならない。
- (4) 保存期間が終了した画像等は、速やかかつ確実に消去するものとする。
- (5) 記録媒体を廃棄する場合は、記録された画像の読み取りができないよう、破碎や裁断等の処理を行う。

8 画像の利用及び提供の制限

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合。

9 苦情等の対応

設置者等は、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

10 その他

- (1) 設置者等は、街頭防犯カメラ機器の維持管理及び廃止後の撤去に関して、適切に対処するよう努めなければならない。
- (2) この規程に記載されていない事項については、「島田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

8 Q & A

Q 1 補助額はいくらとなるか？

通学路防犯カメラ 1 台あたり、設置に要した経費の 2 分の 1 を補助します。
上限額は 30 万円です。
最終的には、補助金交付決定通知書及び補助金交付確定通知書で通知します。

～補助額と設置団体負担額の算出例～

- 例 1 通学路防犯カメラと設置費用の合計が 55 万円の場合
 $55 \text{ 万円} \times 1/2 \text{ (補助率)} = 27,500 \text{ 円}$ (上限の範囲内) …補助額
- 例 2 通学路防犯カメラと設置費用の合計が 70 万円の場合
 $70 \text{ 万円} \times 1/2 \text{ (補助率)} = 35,000 \text{ 円}$
※補助上限額 30 万円を超えるため、補助額は 30 万円

Q 2 設置工事に必要な手続きや費用にはどのようなものはあるか？

設置場所によって異なりますが、主なものとして、

- ・民家の軒先や個人所有の敷地内などの民有地に設置する場合には、設置をする土地や建物の所有者に承諾を得て、土地使用承諾書等を作成してください。
- ・道路に設置する場合には、一定の条件を満たしたうえで、道路占用許可申請（道路管理者）、道路使用許可申請（警察署）が必要となります。
- ・電柱に設置する場合には、電力会社への申請が必要となります。
- ・また、設置場所に関わらず、電気料金の支払い方法や電気契約について、中部電力（株）との協議が必要となります。

※道路や公園など公共的施設へ設置する場合は、関係部署との調整や手続きを各団体において進めてください。

Q 3 維持管理費用は年間どのくらいかかるか？

設置（予定）業者に確認をお願いします。

Q 4 申請者はすべて補助されるのか？

予算の範囲内において補助金の交付を行いますので、希望どおりに補助できない場合があります。

Q 5 通学路防犯カメラの設置について、なぜ自治会や町内会の総会などで話しあわなければならないのか？

通学路防犯カメラは、犯罪の抑止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方々への配慮や

個人のプライバシーに対する配慮が必要です。通学路防犯カメラを設置したことで、後々、トラブルが発生しないように、総会などで地域の住民の方々の合意を形成した上で設置することが必要となります。

Q 6 自治会や町内会の総会は年度当初に終わってしまったがどうすればよいか？

設置後のトラブルを避けるために、一部の方々だけで決めるのではなく、地域住民の方々に十分周知を行い、合意形成をしてください。

Q 7 通学路防犯カメラの管理運用規定はなぜ必要なのか？

撮影された画像を、誰もが見たり、自由に取り出せたりするのでは、プライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、管理運用責任者、取扱担当者を指定して、目的・必要性を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、苦情の対応も含めた一定の基準を定め、関係者が共通認識を持つことが必要です。

Q 8 ダミーの防犯カメラは補助の対象となるか？

対象となりません。

Q 9 不法投棄やゴミ集積所等を監視する防犯カメラも対象となるか？

この補助金は、通学路で発生する犯罪の防止を目的としているものであるため、不法投棄の監視目的のみでは対象となりません。

Q 10 商店街が設置する防犯カメラは補助の対象となるか？

補助の対象となるのは、自治会又は町内会ですので、商店街団体が設置する防犯カメラは対象となりません。

Q 11 通学路防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の対応は？

設置団体の責任となります。

既設の柱や建物等に設置した防犯カメラが、その柱や建物の転倒・倒壊等が原因で破損した場合でも、修理や再設置に係る工事等は、費用負担を含め設置団体に行っていただきます。

令和5年度島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金に係る事前相談申込書

令和〇年〇月〇日

島田市長

自治会等の事務所の所在地
又は代表者の住所を記載して
ください。

自治会等の名称 〇〇自治会

代表者の住所 島田市〇〇番地

職名 会長

代表者の氏名 〇〇 〇〇 (※印不要)

(担当者氏名 〇〇 〇〇)

(連絡先電話番号 〇〇-〇〇〇〇 (携帯可))

令和5年度島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付申請にあたり、事前相談を申し込みます。

記

1 通学路防犯カメラの設置予定台数

2 台

2 通学路防犯カメラの設置予定場所

(1) 島田市〇〇123

(2) 島田市〇〇町〇〇一丁目4-5

【その他の書き方】

- ・ ●●● 公会堂
 - ・ ●●● 公園
 - ・ 市道●●●線・●●●線交差点
 - ・ ●●● 下トンネル北側出入口
- など（場所が特定できるように記入）

3 添付書類

通学路防犯カメラの設置予定場所の位置図及び写真
(設置場所、撮影方法及び撮影範囲が分かるもの)

通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

島田市長

自治会等の事務所の所在地
又は代表者の住所を記載して
ください。

自治会等の名称 〇〇自治会

申請者 代表者の住所 島田市〇〇番地
職名 会長
代表者の氏名 〇〇 〇〇（※印不要）

電話番号 〇〇-〇〇〇〇（携帯可）

令和 5 年度島田市通学路防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 〇〇〇,〇〇〇円

補助対象経費の 2 分の 1 以内
（千円未満の端数は切り捨て）
限度額 30 万円

2 補助金を必要とする理由

例：登下校の見守り活動の実施と合わせて防犯カメラを設置することで、
犯罪の発生を防止し、地区の安全を図るため。

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 収支予算書（様式第 4 号）
- (3) 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方法及び撮影範囲が分かるもの）及び設置場所の写真
- (4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 通学路防犯カメラの機能が分かる資料
- (7) 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程
- (8) 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類
- (9) 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

実績報告書提出時は「事業実績書」として作成してください。

記入例

別記様式（第6条、9条、10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

台数及び設置場所（住所）	<u>1</u> 台 設置場所 島田市〇〇123
設置場所を学区とする学校名	島田市立〇〇小学校
設置（予定）時期	令和 〇年 〇月
設置担当者の氏名・連絡先	氏名 〇〇 〇〇 住所 島田市〇〇番地 電話番号 〇〇－〇〇〇〇（携帯可）

自治会等の事務所の所在地又は設置担当者の住所を記載してください。

様式第4号（第13条関係）

実績報告書提出時は「収支決算書」
として予算額と決算額を記載して
ください。

記入例

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算 額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	減	
自治会負担金	円 150,000	円	円	円	
島田市補助金	150,000				
計	円 300,000	円	円	円	

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算 額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	減	
カメラ設置費	円 290,000	円	円	円	
案内看板設置費	10,000				
計	円 300,000	円	円	円	

実績報告書

令和〇年〇月〇日

島田市長

自治会等の名称 〇〇自治会

報告者 代表者の住所 島田市〇〇番地

職名 会長

代表者の氏名 〇〇 〇〇（※印不要）

電話番号 〇〇－〇〇〇〇（携帯可）

補助金交付決定通知書から転記してください。

令和5年〇〇月〇〇日付け島地生第〇〇〇号により補助金の交付の決定を受けた通学路防犯カメラ設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 通学路防犯カメラを設置したことが分かる写真
- (4) 通学路防犯カメラにより撮影した画像
- (5) 表示板を設置したことが分かる写真
- (6) 領収書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

請 求 書

金 〇〇〇,〇〇〇 円

補助金交付確定通知書から
転記してください。

ただし、令和 〇年 〇月 〇日付け島地生第〇〇〇号により補助金の交付の確定を受けた島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金として、上記のとおり請求します。

令和 〇年 〇月 〇日

島田市長

自治会等の名称 〇〇自治会

代表者の住所 島田市〇〇番地

職名 会長

代表者の氏名 〇〇 〇〇（※印不要）

電話番号 〇〇－〇〇〇〇（携帯可）

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 (〇〇〇〇)	本 店 支店 (〇〇)
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
フリガナ	〇〇ジチカイ カイチョウ 〇〇〇〇	
口座名義人	〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇	

発行責任者 〇〇 〇〇 0547 - 〇〇 - 〇〇〇〇

事務責任者 〇〇 〇〇 0547 - 〇〇 - 〇〇〇〇

- ・発行責任者・事務担当者を記入してください。同一名（会長名等）でも構いません。
- ・氏名の横に電話番号を記入してください。

土地使用承諾書 参考例

私（当社）の所有する土地を、下記のとおり使用することを承諾します。

1. 目的物

土地の所在地：島田市〇〇番地

地 目：宅地

地 積：島田市〇〇番地一部 〇㎡

2. 使用者

所 在 地：島田市〇〇番地

使用者名称：〇〇自治会

代表者氏名：自治会長 △△ △△

3. 使用目的

〇〇地域における犯罪防止のため、通学路防犯カメラを設置する。

4. 使用承諾期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

5. 特記事項

- 電気料等の維持管理費等については〇〇自治会負担とする。
- 撤去が必要になった場合は〇〇自治会が適切に対処する。

令和 〇年 〇月 〇日

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様

土地所有者住所 島田市〇〇番地

土地所有者氏名 〇〇 〇〇 ㊟